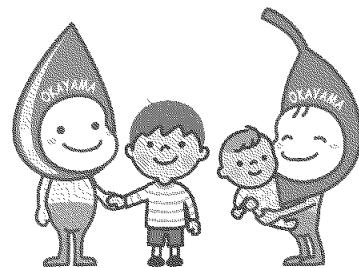




令和元年度 集団指導資料 (障害児編)



令和2年2月19日（水）
岡山市保健福祉局
高齢福祉部事業者指導課



令和元年度集団指導資料(障害児編)・目次

日時:令和2年2月19日
場所:岡山市灘崎文化センター

1 人員配置に関する取扱い等について	1
2 報酬算定に関する取扱いについて	2
3 総量規制について	8
4 実地指導での主な指摘事項	8
5 その他連絡事項	8
(別添資料)	10

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課ホームページ(運営:岡山市)

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigousyaside/jigousyaside_00003.html

※令和2年内にホームページリニューアル予定であり、それに伴い、URLも変更となる見込みです。

1 人員配置に関する取扱い等について

1－1 児童指導員任用資格の取扱いについて

○児童指導員資格要件の追加（平成31.4月～）

- ・幼稚園教諭（免状取得者）⇒児童指導員として認定
- ・短期大学卒業者の取扱い⇒児童指導員の資格要件には非該当

※幼稚園、小学校、中学校、高校の教員免状取得者は、

児童指導員任用資格として認定

1－2 児童発達支援管理責任者・相談支援専門員の研修制度の改定

○研修内容の見直し

サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の分野別研修が一本化

○5年ごとに更新研修が必要ほか

(P15サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修制度の改定について
及び P25相談支援専門員の研修制度の見直しについて 参照)

2 報酬算定に関する取扱いについて

2-1 報酬区分の見直しについて

【放課後等ディイサービス】

障害児の数＝当該年度の前年度（4月1日～3月31日）の延べ利用人数

《授業の終了後》

- 指標該当児の数が50%以上 ⇒ 区分1の1（サービス提供時間3時間以上）
区分1の2（サービス提供時間3時間未満）

- 指標該当児の数が50%未満 ⇒ 区分2の1（サービス提供時間3時間以上）
区分2の2（サービス提供時間3時間未満）

《休業日》

- 指標該当児の数が50%以上 ⇒ 区分1
- 指標該当児の数が50%未満 ⇒ 区分2

⇒報酬区分に変更ある場合は、

令和2年4月10日（金）までに変更届を提出
(変更日：令和2年4月1日付)

※新規指定後1年に満たない事業所の取扱いについて

- ①新規指定時 利用予定児を基に新規開設月の見込み数を立てて判定
- ②指定後4か月目 指定後3か月間の延べ利用人数をもとに判定
⇒ 区分変更する場合は、10日以内に変更届を提出
- ③指定後1年経過 直近1年間の延べ利用人数により判定
⇒ 区分変更する場合は、10日以内に変更届を提出
- ④年度ごとに見直し

【児童発達支援】

障害児における未就学児の割合により判定

未就学児の割合が70%以上：区分1

未就学児の割合が70%未満：区分2

※岡山市では、就学中で児童発達支援の支給決定受けている児童はゼロ

2-2 児童指導員等加配加算

○支援強化を図るために設定された加算

- ・常時見守りが必要な障害児の支援
- ・障害児の保護者に支援方法の指導を行う 等

《要件》

基準配置の職員に加え、1人以上の従業者を配置すること（常勤換算）

※児童指導員等加配加算（Ⅱ）は、同加算（Ⅰ）を算定している事業所において、さらに1人以上の従業者を配置している（常勤換算）場合に限り算定可。ただし、報酬区分2の1、2の2、区分2の事業所は同加算（Ⅱ）を算定できない

《区分》

理学療法士等：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、

心理指導担当職員、機能訓練担当職員

児童指導員等：児童指導員、強度行動訓練支援者養成研修（基礎研修）修了者

その他従業者：理学療法士等、児童指導員等以外の従業者

2-3 自己評価等未公表減算【児童発達支援・放課後等ディイサービス】

新規指定後、1年以内に①～⑤の作業を実施すること。

- ①事業所が自ら評価を行う
- ②障害児及び保護者から評価を受ける
- ③自己評価結果等を事業運営に反映
- ④自己評価結果等をインターネット等で公表
- ⑤岡山市へ公表方法及び公表内容を報告

その後は、おおむね1年に1回以上、この作業を実施すること。

《公表内容等報告期限》

○平成31年4月以前に指定を受けた事業所

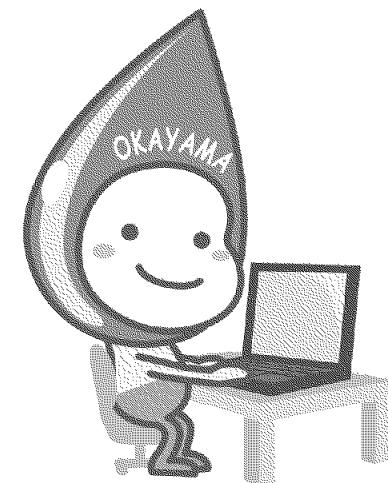
令和2年3月16日（月）までに報告

※3月中に報告ない場合は、

4月以降減算を算定すること

○令和元年5月以降に新規指定を受けた事業所

新規指定後1年以内に報告



《算定される単位数》

所定単位数の100分の85

※（基本報酬+児童指導員等配置加算）を基に計算すること

《減算適用期間》

届出がされていない月から当該状態が解消された月まで

※変更届を提出すること。

2-5 強度行動障害児支援加算

○算定対象となる児童は、受給者証に記載される

※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者＝児童指導員ではない

⇒基準配置職員には該当しない

2-6 関係機関連携加算

○算定要件に注意が必要

関係機関連携加算（Ⅰ）

- ・保護者の同意を得ること
- ・関係機関と障害児、家族等を交えた会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談支援を実施
- ・会議結果や日々の連絡調整の結果を踏まえ、個別支援計画に反映させること
※ケース会議に参加するだけでは、算定不可

関係機関連携加算（Ⅱ）

- ・就学又は就職の機会をとらえて連絡調整を実施したときに算定できる

就学時＝小学校又は特別支援学校の小学部への進学時

就職時＝企業または官公庁等への就職時

※就職先が就労継続支援、就労移行支援の場合は算定不可

2-7 その他加算の取り扱いについて

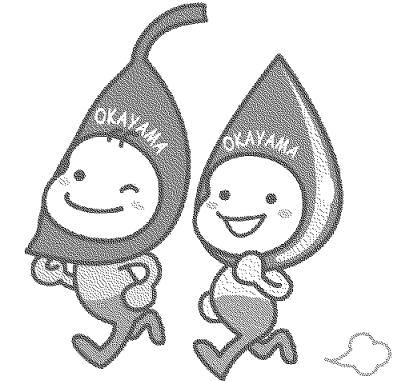
3 総量規制について

対象サービス：児童発達支援・放課後等デイサービス

対象となる申請：新規指定及び定員増の申請

○岡山市では、（今のところ）意見書等は添付不要

※令和2年2月時点では、岡山市では総量規制未実施



4 実地指導における主な指導事項

(P32参照)

5 その他連絡事項

- ・随時訪問の強化について
- ・厚生労働省からの通知について

事業者指導課からの連絡手段として、電子メールを
うございます。

※運営法人ごとに1アドレスの登録です。

WAM NET(ワムネット)からの連絡にも使いま
す。アドレスが変わったときには、忘れずに事業者指
導課までお知らせください。

また、電子メールでお知らせしたことは、事業所間で
共有しておいてください。

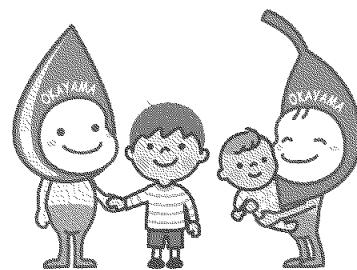
障害事業者係メールアドレス

syou-jigyou@city.okayama.lg.jp



令和元年度
集団指導資料
(障害児編)

《別添資料》



令和元年度集団指導資料(障害児編)《別添資料》

管理者等の要件について(概要)	11
児童発達支援管理責任者の任用資格に係る実務要件(岡山県作成)	14
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修制度の改定について(令和元年度版)(岡山県作成)	15
相談支援専門員の研修制度の見直しについて(岡山県作成)	25
加算等に係る添付書類確認表(令和元年10月版)	27
児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業の質の評価、改善の内容及び公表方法に係る届出書	31
実地指導における主な指摘事項(障害児通所・入所)	32
児童発達支援の提供における安全管理の徹底について(厚生労働省通知)	36
児童福祉施設等に設置している遊具等の安全管理の強化について(厚生労働省通知)	42
就学前障害児の発達支援の無償化について	45

管理者等の要件について（概要）

管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員等に就任するには、資格等の要件を満たすことが必要になります。

1 管理者

管理者に必要な要件は、下記のいずれかに該当することです。

- (1) 社会福祉主任用資格を有する者
 - (2) 社会福祉事業に2年以上従事した者
 - (3) その他規則で定める者
- ① 次のいずれかの事業に2年以上従事した者

- A 病院又は診療所
 - B 介護保険法第8条又は第8条の2に規定する事業又は施設
 - C 特別支援学校又は特別支援学級
 - D 児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、福祉事務所、保健所
 - E 独立行政法人国立重度知的障害者総合支援施設のぞみの園
 - F その他市長が特に認める事業又は施設
- ※旧制度による障害児施設など、上記と同等以上と認められる事業又は施設
- ② 社会福祉施設長資格認定講習課程修了者
- ※岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運當に関する基準等を定める条例（平成24年岡山市条例第79号）及び岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運當に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岡山市規則第92号）

2 児童発達支援管理責任者

児童発達支援管理責任者に必要な要件は、下記(1)(2)(3)の要件全てを満たすことです。

- (1) 別に定める実務経験を満たしていること
- (2) 児童発達支援管理責任者研修を受講していること
- (3) 相談支援従事者初任者研修（講義部分）を受講していること

※障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）

3 児童指導員

児童指導員に必要な要件は、下記のいずれかに該当することです。

- (1) 児童福祉施設職員を養成学校を卒業した者
 - (2) 社会福祉士の資格を有する者
 - (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
 - (4) 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (5) 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
 - (6) 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (8) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
 - (9) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、市長が適当と認めたもの
 - (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- ※岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岡山市条例第96号）

4 機能訓練担当職員

機能訓練担当職員に必要な要件は、下記のいずれかの資格を有し、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う能力を有するものです。

- (1) 理学療法士
 - (2) 作業療法士
 - (3) 言語聴覚士
 - (4) 心理指導担当職員等（臨床心理士、認定心理士、学校心理士）
- ※岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岡山市規則第92号）

5 訪問支援員（保育所等訪問支援）

訪問支援員は、下記のいずれかの資格を有し、障害児支援に関する知識及び相当の経験及び集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有するものです。

- (1) 児童指導員
 - (2) 保育士
 - (3) 理学療法士
 - (4) 作業療法士
 - (5) 心理指導担当職員等（臨床心理士、認定心理士、学校心理士）
- ※岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岡山市規則第92号）

児童発達支援管理責任者の任用資格に係る実務要件

H31.4更新

相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法第4条第1項に規定する児童（以下「児童」という。）の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

直接支援業務

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対する訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

業務範囲

	業務内容等
1	幼児生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従業者
2	児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者共生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者生相談所、児童家庭支援センターの従業者
3	障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設（日常生活障害児短期療治施設）、児童自立支援施設、障害者支援施設
4	障害者就業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者
5	学校（大学を除く。）の従業者
6	病院若しくは診療所の従業者のうち、次のいずれかに該当する者 (1)社会福祉主任用資格を有する者 (2)介護職員初任者研修に相当する研修修了者 (3)国家資格等（※2）を有する者 (4)上記1から5及びBに掲げる施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上ある者
B	老人福祉施設、放課後施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者
C	障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター、児童養護施設、児童心身治療施設の従業者
1	障害児の就業、児童自立生活援助事業、放課後児童園・育成事業、子育て短期支援施設、保育士、幼稚園教諭の従業者
2	訪問半業、地域育て支援拠点事業、一時預かり半業、小規模住居型児童養育事業（フリーミーハーム）、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業の従業者
3	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者
4	学校（入学を除く。）の従業者
D	老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係事業、老人居宅介護等事業、特別会社、助成金受給事業の従業者

条件1

条件2

社会福祉主任用資格者等（※1）である者 （①かつ②）	① - A・Bの施設等で相談支援の業務に従事した期間」及び「C・Dの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して5年以上 ② - Aの施設等で相談支援の業務に従事した期間」及び「Cの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して3年以上
社会福祉主任用資格者等でない者 （①かつ②）	① - A・Bの施設等で相談支援の業務に従事した期間」が通算して5年以上 ② - Aの施設等で相談支援の業務に従事した期間」が通算して3年以上
国家資格等（※2）に基づき当該資格に係る業務に従事した期間が通算して5年以上ある者	① C・Dの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して3年以上 ② - Cの施設等で直接支援の業務に従事した期間」が通算して3年以上

※1 社会福祉主任用資格者等

社会福祉主任用資格者、介護職員初任者研修に相当する研修修了者、保育士、児童指導員用資格者、精神障害者社会復帰指導員用資格者

※2 國家資格等
医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、看護実習生、栄養士、精神保健福祉士



サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 研修制度の改定について

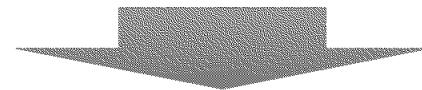
令和元年度版



※令和元年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修資料を一部改編

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成の現状及び課題

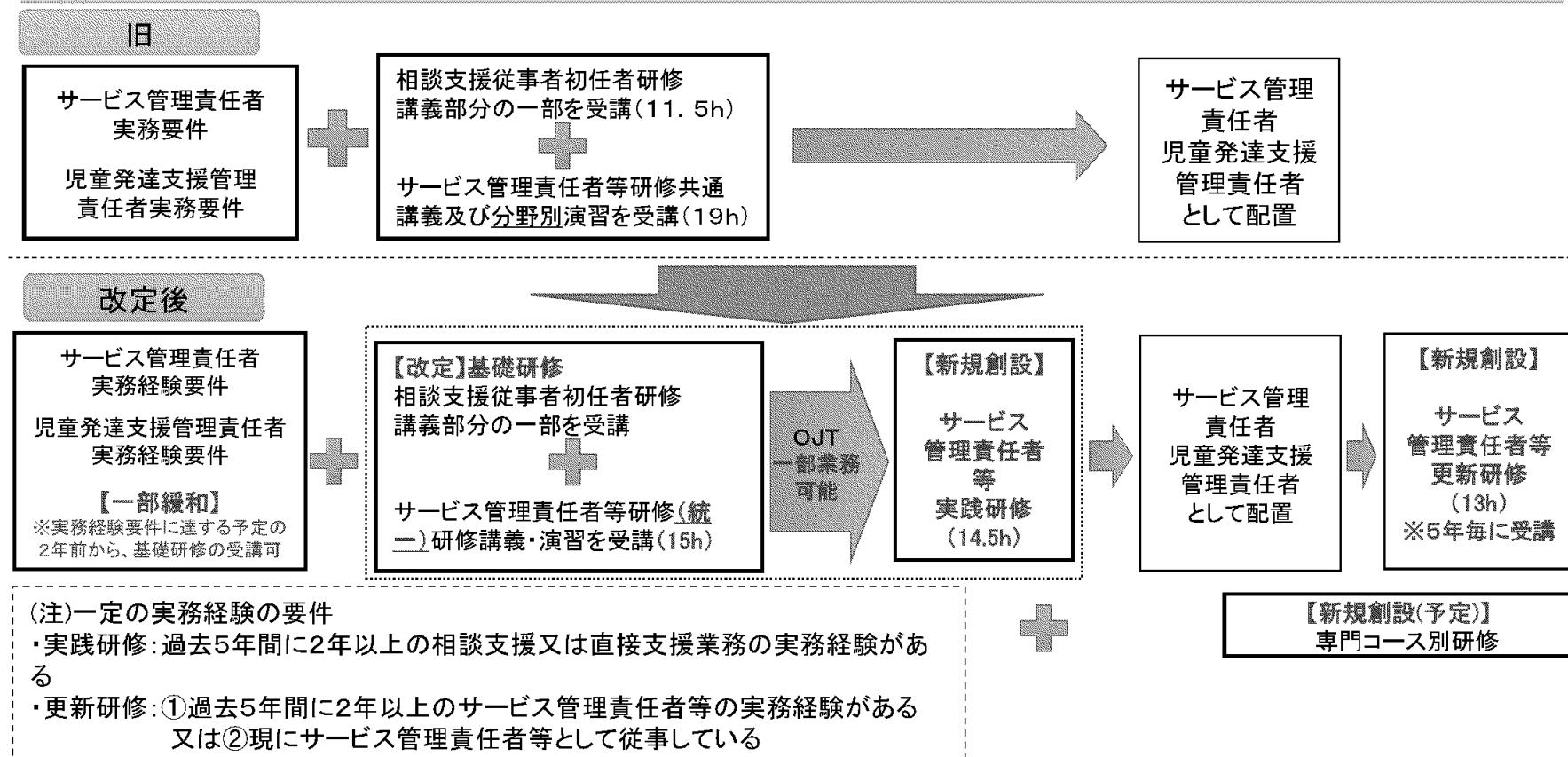
- 現行のサービス管理責任者等を養成するための研修は、1回限りであり、振り返りや更新の機会となる研修等を国としては定めていない。
- こうした現状において、受講者の状況に応じた段階的な研修実施ができておらず受講者の質の担保が困難であることや、更新研修などの機会が設定されていないためサービス管理責任者等の要件を満たした後における質の担保が困難であることが指摘されている。
(平成24年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業におけるサービス管理責任者養成のあり方に関する調査」)
- 平成28年度に実施した調査研究事業では、サービス管理責任者等の実務者の業務に対する認識は浸透してきているものの、業務実行状況には個々に大きな差があることが指摘されている。
(平成28年度障害者総合福祉推進事業「サービス管理責任者等の業務実態の把握と質の確保に関する調査研究事業」)
- 一方で、サービス管理責任者等の確保が困難であるため、サービス管理責任者等の要件である実務経験年数について緩和を求める声も挙がっている。



- 上記課題に対応すべく、平成27年度より3カ年で実施した厚生労働科学研究において、新たな研修制度の仕組みに関する研究及びモデル研修プログラムの開発を行った。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行なながら段階的なスキルアップを図ることができるように、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。
※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。



サービス管理責任者等として従事するための要件

- サービス管理責任者等として配置されるためには、2つの要件を満たす必要。

障害者総合支援法【サービス管理責任者】 (平成31年度告示第109号)

児童福祉法【児童発達支援管理責任者】 (平成31年度告示第110号)

【1】 実務経験要件（配置に関する）

- ・条件により年限が異なる。（次スライド：詳細は告示を参照。）

① 法、② 保有する資格及び③ 従事経験の業務内容による。

【2】 研修修了要件

- 1) 取得：基礎研修、実践研修を修了
- 2) 維持：実践研修修了の翌年度から5年間の間に1度更新研修を修了
❖ 研修受講においても実務経験要件あり。

❖ 研修の受講に関する実務経験要件

- 1) 基礎研修：サービス管理責任者等としての実務経験要件を満たす2年前から受講可。
- 2) 実践研修：基礎研修修了後2年以上、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としての一定程度の業務経験。
- 3) 更新研修：① 過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の実務経験。又は② 現にこれらの業務に従事していること。

サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲	業務内容	実務経験年数			特区※3 (大阪・埼玉)		
		国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者	国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	(一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 〔告示一イ(1)(一)〕	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上	3年以上	3年以上	3年以上
		b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。					
		c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者					
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者					
		e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者					
		f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者		8年以上	3年以上	3年以上	3年以上
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					
		a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者					
		b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者					
		c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者					
		d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者					
		e 特別支援学校等の従業者					
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士のことを言う。

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

(1) 社会福祉主任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、

(2) 保育士、

(3) 児童指導員用資格者、

(4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

※3 令和元年度廃止予定(一定の経過措置を設ける予定)。

児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲	業 務 内 容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)		
		国家資格保有者※1	有資格者※3	それ以外の者
障害者 (身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者)又は障害児(児童福祉法第4条第1項に規定する児童)の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	イ 相談支援の業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 〔告示一イ(1)(一)〕	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年 以上	5年 以上
		(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。		
		(3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者		
		(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者		
		(5) 学校において相談支援の業務に従事する者		
		(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者		
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
		ロ 直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導務 〔告示一イ(1)(二)〕	5年 以上	8年 以上
		(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者		
		(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者		
		(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者		
		(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者		
		(5) 学校等の従業者		
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		

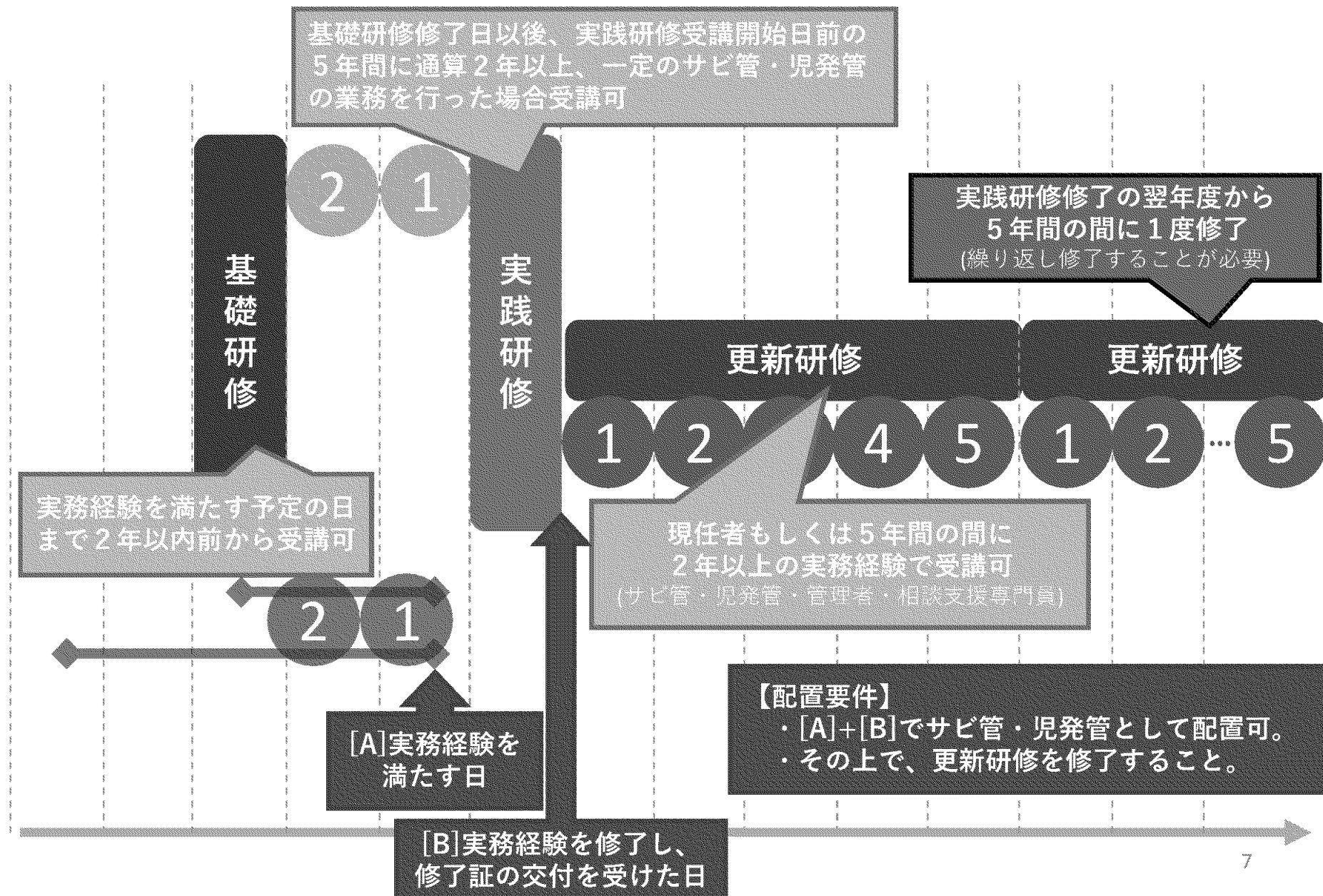
※1 上記イの相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者(国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可)

※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを使う。

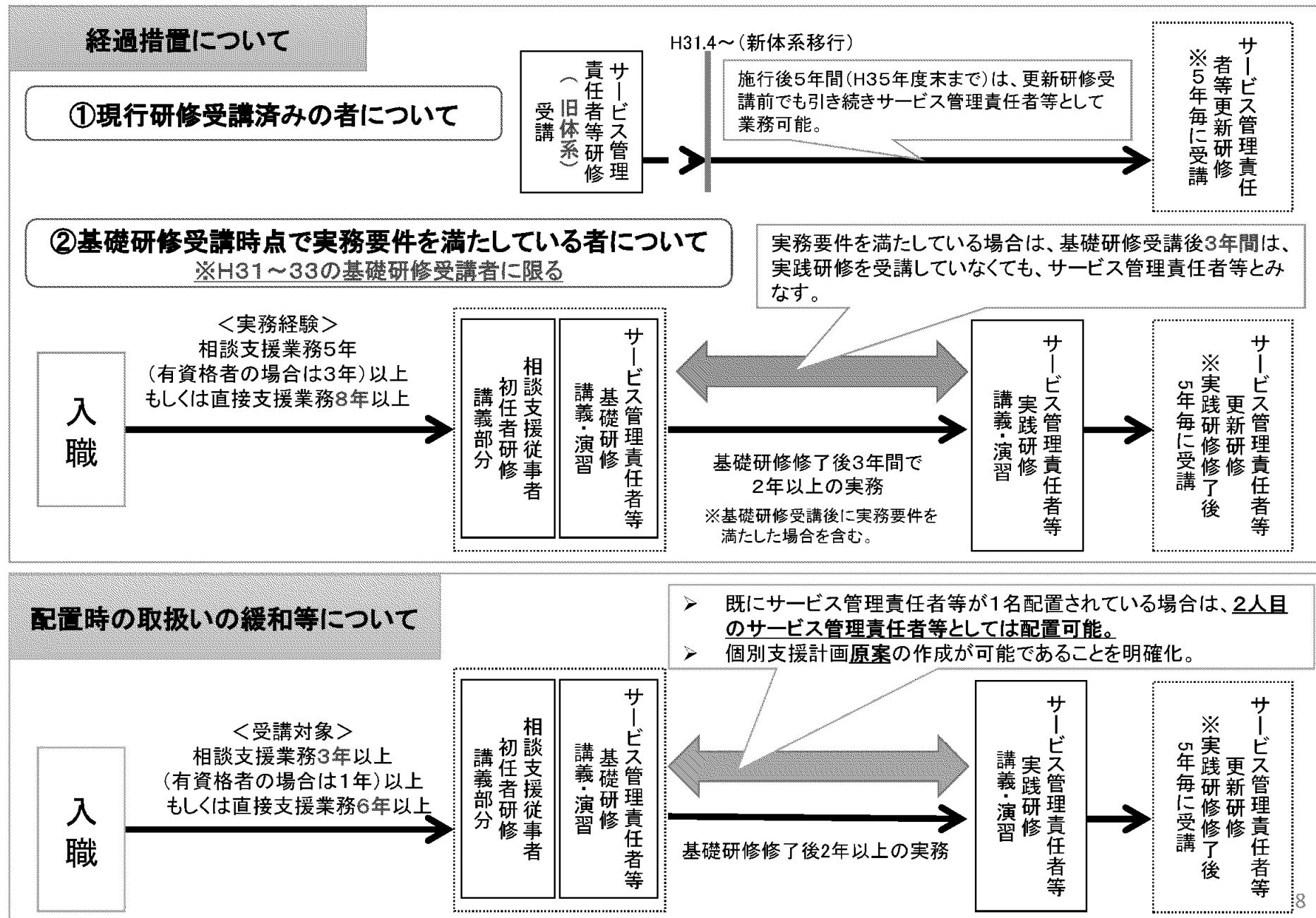
※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- 1) 社会福祉主任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
- 2) 保育士
- 3) 児童指導主任用資格者
- 4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置要件と研修受講要件



サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について



サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の位置付け

基準省令

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成一八・九・二九厚労令一七一)

指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成一八・九・二九厚労令一七二)

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二四・二・三厚労令一五)

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二四・二・三厚労令一六)

(従業者)

- 指定療養介護事業所ごと利用者の数の区分に応じ、**サービス管理責任者を配置する。**

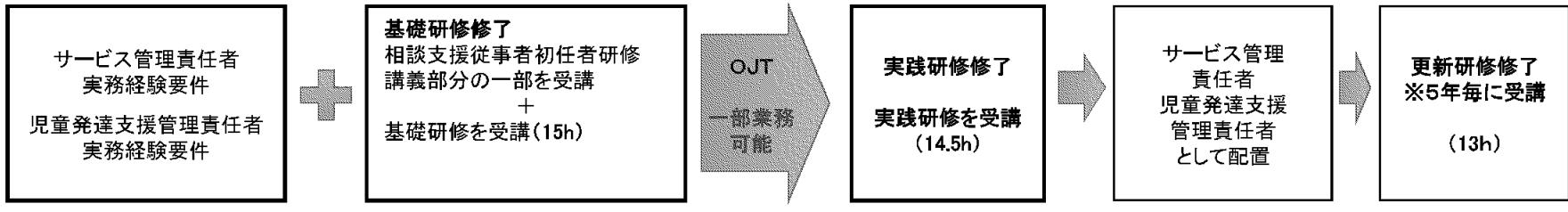
- 児童発達支援管理責任者 一以上

告示

サービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成一八・九二九厚労告五四四)

障害児通所施設又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの

(平成二四・三・三〇厚労告ニニ七／改正：平成三一・三・二九厚労告一〇九・一一〇)



通知

サービス管理責任者研修事業の実施について(平成一八・八・三〇 障発〇八三〇〇〇四)

- サービス管理責任者研修
- 児童発達支援管理責任者研修



都道府県等による初任者及び現任研修は
標準カリキュラム以上の内容で実施する。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の告示別表

相談支援従事者初任者研修講義（現行）		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	2h
	地域支援に関する講義	3h
合計		11.5h

基礎研修（うち相談支援従事者初任者研修講義部分）		時間数
講義	1 障害者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5h
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	3 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11h

共通講義及び分野別演習（旧）		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	6h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	3h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	10h
合計		19h

基礎研修（うち研修講義、演習部分）（改正後）		時間数
講義	1 サービス管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義	7.5h
演習	2 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		15h

実践研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供に関する講義及び演習	6.5h
	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	3.5h
	4 多職種及び地域連携に関する講義及び演習	3.5h
	合計	14.5h

新設

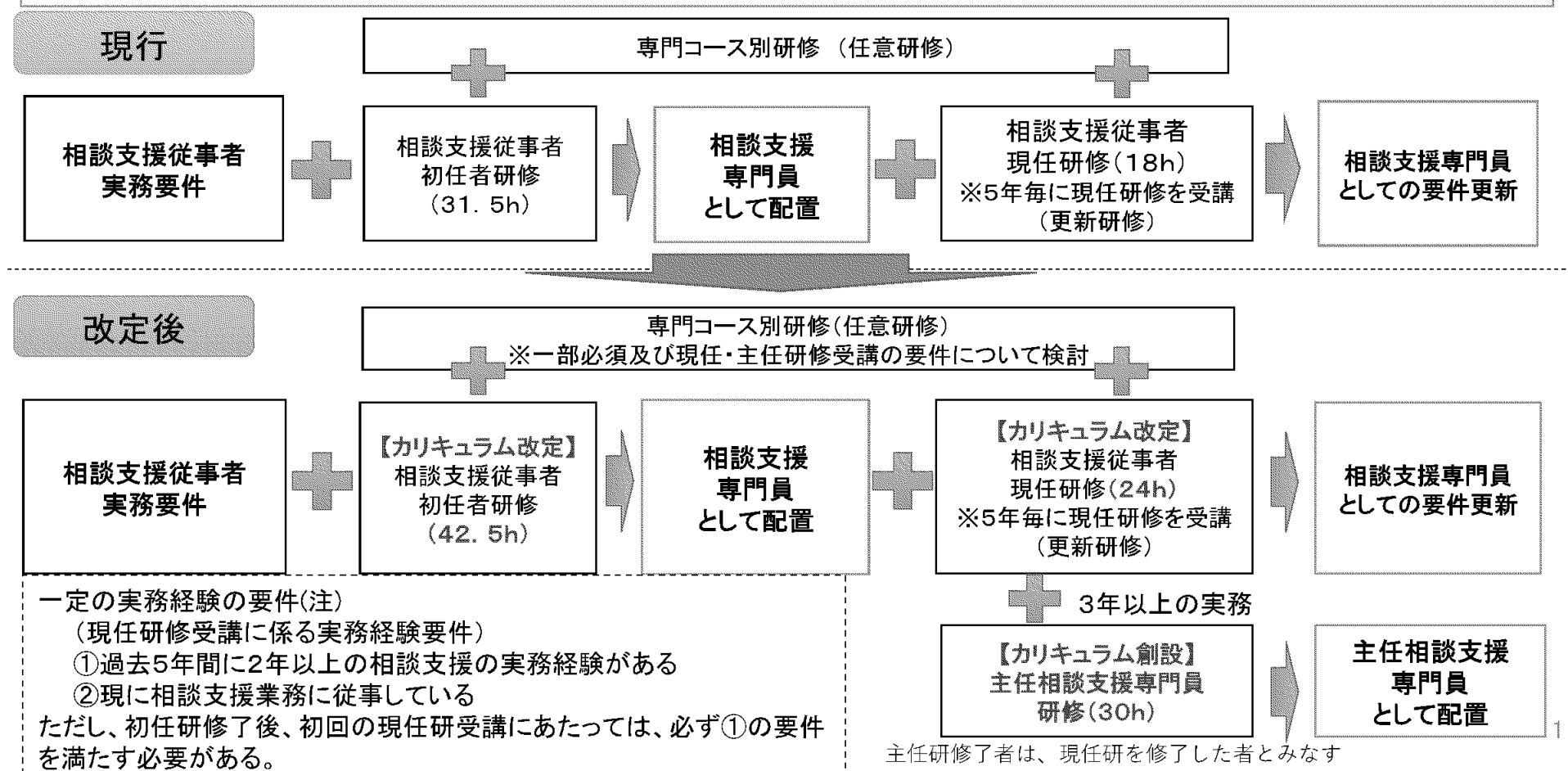
更新研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5h
	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	7h
合計		13h

※1 更新研修は、令和元年度から実施

※2 令和5年度までは1及び2のみの実施でも可とする

相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、現行のカリキュラムの内容を充実する。
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修(更新研修含む)の受講に当たり、相談支援に関する一定の実務経験の要件(注)を追加。(※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働く環境を整えるため、主任相談支援専門員研修を創設。



相談支援専門員研修の告示別表

初任者研修（現行）		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	8h
	地域支援に関する講義	6h
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	11h
	合計	31.5h

初任者研修（見直し後）		時間数
講義	障害者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	—
	合計	42.5h

現任研修・更新研修（現行）		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	2h
	地域生活支援事業に関する講義	
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	2h
	協議会に関する講義	2h
演習	ケアマネジメントに関する演習	12h
	合計	18h

現任研修・更新研修（見直し後）		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3h
	人材育成の手法に関する講義	1.5h
講義及び演習	相談援助に関する講義及び演習 コミュニティワーク	18h
	合計	24h

新設

主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3h
	運営管理に関する講義	3h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13h
	地域援助技術に関する講義及び演習	11h
	合計	30h

加算等に係る添付書類確認表（障害児通所支援用）
指定事業者は施設は、給付費等の請求に要する事項で事前の届出が必要なものに変更がある場合は、前月の15日までに受理された場合には翌月1日から、16日以後に受理された場合には翌月の1日からの算定となります。

- 【提出する書類】
 1 变更届出書（様式第3号）
 2 障害児通所給付費及び障害児入所給付費の額の算定に係る体制等一覧表（様式第2号別紙）
 3 障害児通所給付費の算定に係る体制等一覧表（様式第2号別紙）
 4 添付書類（次の表を参考にしてください）

加算等の種類	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等託児施設支援	居宅訪問児童発達支援	体制届	添付書類
栄養士配置加算	センターのみ	×	×	×	×	要 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表(組織体制図) ・栄養士配置加算及び栄養マネジメントに関する届出書 ・資格を記述する書類	
食事提供加算	センターのみ	○	×	×	×	不要 -	
家庭連携加算	○	○	○	○	×	不要 -	
訪問支援特別加算	○	○	○	×	×	不要 -	
利用者負担上限額管理加算	○	○	○	○	○	不要 -	
特別支援加算	○	○	○	○	×	不要 - ・勤務の体制及び勤務形態一覧表(組織体制図) ・資格を記述する書類	
久席待対応加算	○	○	○	○	×	不要 - ・勤務の体制及び勤務形態一覧表(組織体制図) ・資格を記述する書類	
強度行動障害児支援加算	○	×	○	×	×	不要 - ・強度行動障害児特別支援加算届出書 ・資格を記述する書類	
送迎加算(重心児以外)	センタ…院	×	○	×	×	不要 -	
送迎加算(重心児対象)	○	○	○	×	×	要 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表(組織体制図) ・資格を記述する書類 1. 院内勤務の場合は、実務経験証明書 2. 院外勤務の場合は、実務経験証明書	
延長支援加算	○	○	○	×	×	不要 - ・延長支援加算届出書 ・該当年の障害児支援利用計画の写し	
医療連携体制加算	主たる障害者が重心以外の障害の主たる障害者	×	主たる障害者が重心以外の障害の主たる障害者	×	×	不要 - ・医療の体制及び勤務形態一覧表(組織体制図)	
人工内耳装用児支援加算	主たる障害者が重心以外の障害の主たる障害者	×	主たる障害者が重心以外の障害の主たる障害者	×	×	不要 - ・医療の体制及び勤務形態一覧表(組織体制図)	
児童指導員等配置加算	センタ…院以外の児童指導員等が配置する児童以外の児童	×	主たる障害者が重心以外の障害の主たる障害者	×	×	要 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表(組織体制図) ・児童指導員等配置加算及び同児童指導員等配置加算に関する届出書 ・資格を記述する書類	
児童指導員等配置加算	○	×	○	×	×	要 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表(組織体制図) ・児童指導員等配置加算及び同児童指導員等配置加算に関する届出書 ・資格を記述する書類	
看護職員加配加算	○	○	○	×	×	要 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表(組織体制図) ・看護職員加配加算に関する届出書 ・資格を記述する書類	
保育・教育等移行支援加算	○	○	○	○	×	不要 - ・勤務の体制及び勤務形態一覧表(組織体制図)	
保育職員加配加算	×	○	○	×	×	不要 - ・勤務の体制及び勤務形態一覧表(組織体制図)	
訪問支援員特別加算	○	○	○	○	○	要 ・訪問支援員特別加算届出書 ・資格を記述する書類	
通所施設移行支援加算	×	×	×	×	○	不要 - ・勤務の体制及び勤務形態一覧表(組織体制図)	
初回加算	×	×	×	○	×	不要 -	
特別地域加算	×	×	×	○	○	不要 - ・別途定める書類	
福祉・介護職員待遇改善加算Ⅰ～Ⅴ	○	○	○	○	○	要 ・別途定める書類	
福祉・介護職員待遇改善特別加算	○	○	○	○	○	要 ・別途定める書類	
福祉・介護職員待遇改善追加	○	○	○	○	○	要 ・別途定める書類	
指定管理者制度適用区分	○	○	○	○	○	要 ・事業者指導課までお問い合わせください。	
地域生活支援拠点等	○	○	○	○	○	要 ・事業者指導課までお問い合わせください。	

※加算に係る人員が、一体的運用を行なう多機能型以外の事業所等と業務している場合は、その点がわかる組織体制図と、加算に關係する人員の他事業所における従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表(関係する人員のみで可)を添付すること。

(参考様式9)

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

(年 月分)

支援の種類			事業所・施設名	当該事業所等における常勤職員が1週間に勤務すべき時間 ①																										時間						
職種	有資格者※1	勤務形態※2	氏名	勤務時間																											4週の合計時間	週平均の勤務時間※4	常勤換算後の人数※5			
				第1週							第2週							第3週							第4週											
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28					
基準配置職員※6				曜日																																
				単位※3																																
加配職員の合計勤務時間数※8																																				
児童指導員等の合計勤務時間数																																				
勤務時間※9				I	～	(0.0)	II	～	(0.0)	III	～	(0.0)																								
サービス提供時間 及び利用定員※10				サービス提供時間 単位1	～	(0.0)	(～	曜日)	定員	名																									
				単位2	～	(0.0)	(～	曜日)	定員	名																									

(備考)

- 申請する事業に係る従業者全員（管理者を含む。）について、4週間分の勤務すべき時間数を記載してください。
- 当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。
- 当該事業所・施設において使用している勤務割表等により、届出の対象となる従業員の職種、勤務形態、氏名及び当該業務の勤務時間等が確認できる場合は、その書類をもって添付書類として差し支えありません。

(記載に当たっての留意事項)

※1 有資格者欄には、平成29年4月1日告示改正後の基準を満たす児童発達支援管理責任者・責、児童指導員・指、保育士・保、若しくは強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者・強の資格を持つ従業者について、該当する略称を記載してください。

※2 勤務形態欄には、「A：常勤で専従 B：常勤で兼務 C：常勤以外で専従 D：常勤以外」のいずれかを記載してください。

※3 単位欄には、その日に実施する支援の単位について記載してください。（単位が一つの場合、記載していただく必要はありません。）

※4 週平均の勤務時間③には、4週の合計②を4で除した数を記載してください。

※5 常勤換算後の人数④には、週平均の勤務時間③を当該事業所等における常勤職員が1週間に勤務すべき時間①で除した数を記載してください。※算出に当たっては、小数点以下2位を切り捨ててください。

※6 基準配置職員欄には、人員基準上の職種を記載してください。児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者については、サービス提供時間帯を通じた配置が必要です。

※7 加配職員欄には、人員基準上に加えて加配している職員を記載してください。

※8 児童指導員等加配加算（I）（II）の算定を希望する場合は、加配職員の合計勤務時間数欄に加配職員の合計勤務時間を記載してください。（I）を算定するには、人員基準上の人員に加え、常勤換算で1.0以上の加配が必要です。（I）に加えて（II）を算定するには、一定の枠を満たした上で、さらに常勤換算で1.0以上の加配が必要です。

※9 勤務時間ごとに区分して番号を付し、その番号を記載してください。付した番号については、下記記載例を参考に表内の勤務時間欄に記載してください。

（記載例）勤務時間 I 9:00～18:00 (8.0)、II 9:00～13:00 (4.0)、III 13:00～17:30 (4.5) ＜注意＞勤務しない日は空欄

※10 サービス提供時間及び利用定員について、複数単位実施の場合は単位ごとに記載してください。また、単位の設定についてその内容（曜日等）を記載してください。

報酬算定区分に関する届出書

事業所・施設の名称	1 異動区分		
	① 新規	② 変更	③ 終了
	月	① 利用延べ人数	② ①うち未就学児
	4月		③ 未就学児の割合 (②／①))
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
	1月		
	2月		
	3月		
	合計		

※①に占める②の割合が70%以上の場合は、障害児通所報酬告示第1の二の(1)「主に未就学児に対し指定児童発達支援を行う場合」の区分で請求すること。

備考 「異動区分」欄については、該当する番号に〇を付してください。

報酬算定区分に関する届出書

事業所・施設の名称			
1 異動区分	① 新規	② 変更	③ 終了
2 利用児童の状況	月	①利用延べ人数 ② ①のうち指標の 対象児	③ 指標の対象児 の割合((②)/①))
	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
	1月		
	2月		
	3月		
	合計		

※①に占める②の割合が50%以上の場合は、区分1で請求すること。

備考 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。

指定児童発達支援の質の評価、改善の内容及び公表方法に係る届出書
指定放課後等デイサービス

年 月 日

岡山市長様

届出者 法人所在地

法人名

代表者職・氏名

このことについて、この度、岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年岡山市条例第79号)第26条第4項に規定する指定児童発達支援・第77条において準用する第26条第4項に規定する指定放課後等デイサービスの質の評価及びその改善を行い、同条第5項に規定する公表を行いましたので、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

事業所の名称				担当者	職名
所 在 地	〒	電 話 番 号		氏 名	
連絡先	メールアドレス				

届出を行うサービスの種類	実施事業	指定年月日	届出の区分	届出に係る異動の年月日	変更項目
児童発達支援			1 新規 2 変更		
放課後等デイサービス	変更前		1 新規 2 変更		変更後
特記事項					

関係書類	類別	別紙のとおり
公表日	平成 年 月 日	
公表方法	ホームページ(URL: 会報等(写しを添付してください))	
*	その他(内容を添付してください)	

*インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること

実施内容	確認欄
1 保護者等に評価表を配布して回答及び特記事項についてとりまとめた。	<input type="checkbox"/>
2 事業所の職員に評価表を配布して回答及び特記事項についてとりまとめました。	<input type="checkbox"/>
3 1, 2について職員全員で討議し、改善目標を立て、その結果を記録し共有しました。	<input type="checkbox"/>
4 1の結果について、保護者等にフィードバックしました。	<input type="checkbox"/>
5 3で得られた自己評価結果について上記の公表方法により公表しました。	<input type="checkbox"/>
6 3で得られた改善目標について、改善を行いました。(今後改善を行います。) (改善内容(記載任意))	<input type="checkbox"/>
.	

備考

- 「実施事業」欄には、該当する欄に「○」を記載してください。
- 「届出の区分」欄には、今回届出を行う事業所又は施設について該当する数字を○で囲んでください。
- 「変更項目」欄には、質の評価及び改善を行った年度を記載してください。
- 「特記事項」欄には、変更の状況について具体的に記載してください。
- 「確認」欄には、実施内容が完了した場合にチェックしてください。

実地指導における主な指摘事項(障害児通所・入所)

	対象サービス	指導項目 (標題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)	主な根拠条文等
1	全サービス	事業者の一般原則	利用者的人権の擁護、虐待の防止等のための従業者に対する研修が実施されていなかった。	利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対し、人権擁護・虐待防止等の研修を実施する等の措置を講ずること。	基準条例第3条ほか
2	児童発達支援、放課後等デイサービス	従業者の員数	利用定員10名の事業所が、定員を超過して11人目の障害児を受け入れていたが、従業者の配置は2名のままであったため、人員欠如となっていた。	従業者の員数は、障害児の数が10までの場合は2以上、10を超える場合は10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上の配置が必要である。 ※障害児の数とは、定員の数ではなく、実際に当日に利用した実利用児の数である。	基準条例第6条
			人員基準を満たしているか否かの確認について、毎月の勤務実績管理ができておらず、曖昧な状況であった。	複数の事業所を兼務する職員については、それぞれの事業所で勤務した時間が分かるよう適切な記録・管理を行い、人員基準を満たしているか毎月確認すること。	
3	児童発達支援、放課後等デイサービス	設備	指定サービスの利用児と日中一時支援等の他のサービスの利用者を、混同した状態でサービス提供していた。	指定障害児通所支援のサービスは、専用の設備をもって提供することとなっており、日中一時支援等他のサービスと同一場所で混在する状態でサービスを提供することは不可である。	基準条例第10条
4	全サービス	内容及び手続きの説明及び同意	○サービスの提供に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明をする必要があるが、運営規程の職員の職種が誤っており、また、重要事項説明書においては、主な職員の配置状況、苦情の受付等について不備が見受けられた。 ○重要事項説明書に第三者評価の実施状況についての記載がない。	○サービスの提供に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、実態と整合がとれた内容の文書を交付し説明を行うこと。 ○利用申込者への説明に使用する文書(例えば、重要事項説明書)には、第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、評価期間名称、評価結果の開示状況)を記載すること。	基準条例第13条
5			利用契約書について、サービスの提供開始年月日を記載する等必要な文言の整理が行われていない。	利用契約が成立した際は、事業者の名称及び所在地、サービス内容、保護者が支払うべき額、サービス提供開始年月日、苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。	解釈通知第三の3(2)
6	全サービス	契約支給量の報告等	利用契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他必要な事項を支給決定市町村に対する報告が遅れていた。	利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項等の必要な事項を支給決定市町村に遅滞なく報告すること。	基準条例第12条

実地指導における主な指摘事項(障害児通所・入所)

対象サービス	指導項目 (標題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)	主な根拠条文等
7 全サービス	サービスの提供の記録	サービスを提供した際に、提供日、時間、内容、加算その他必要な事項を、提供の都度記録しておらず、また、保護者から確認を受けていない。	サービス提供の記録は、提供日、提供した具体的なサービス内容、利用者負担額等の必要事項を提供の都度、漏れなく記載し、その都度、保護者から確認を受けること。	基準条例第21条
8 全サービス	給付費の額に係る通知等	法定代理受領により給付費の支給を受けたが、利用者にその額を通知していなかった。	法定代理受領により市町村から給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し給付費の額を通知すること。	基準条例第25条
9 全サービス	個別支援計画の作成等	アセスメントが、通所支援計画の原案の作成前に行われていない。	児童発達支援管理責任者は、アセスメントに基づき、通所支援計画の原案の作成すること。	基準条例第27条
		通所支援計画の作成の際に、担当者会議を開催していない。	個別支援計画の作成においては、サービス提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、その原案について意見を求めるこ。	
		通所支援計画の作成後、6か月ごとの計画の見直しが行われていない。	児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成後、計画の実施状況の把握を行うとともに、少なくとも6か月に1回以上計画の見直しを行うこと。	
10 通所系サービス	定員の遵守	やむを得ない理由の確認が不十分な状態で、利用定員を超えた受け入れが確認された。	給付費の減算の有無に関わらず、原則として定員は遵守すべきものであり、利用定員を超えた受け入れについては、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を受け入れる必要がある等やむを得ない事由が存在する場合に限り可能とされている。	基準条例第39条
11 児童発達支援、放課後等デイサービス	非常災害対策	○事業所の条件を踏まえた具体的な計画が作成されていなかった。 ○利用者を含めた避難訓練を行っていなかった。	事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行うこと。	基準条例第40条
12 全サービス	秘密保持等	○従業員に対し、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者の個人情報を、在職中並びに退職後も漏らさないよう、就業規則に規定されていない。 ○従業者について、秘密保持の誓約書の徵取がされていなかった。	従業員に対し、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者の個人情報を、在職中並びに退職後も漏らさすことがないよう、従業者との雇用時等に取り決めを行うなど、必要な措置を講じること。	基準条例第47条

実地指導における主な指摘事項(障害児通所・入所)

	対象サービス	指導項目 (標題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)	主な根拠条文等
13	全サービス	情報の提供等	事業者のホームページやパンフレットに記載されているサービス提供時間が、運営規程や重要事項説明書に記載されている時間と異なっていることが確認された。	事業者は、当該通所支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならないことに留意し、ホームページやパンフレットの記載事項が実態と整合が図れているか定期的に確認すること。	基準条例第48条
14	全サービス	事故発生時の対応	利用児へのサービス提供により事故が発生した場合において、県、市町村、当該利用児の家族等に連絡がされていない。	受診を伴う事故等が発生した場合は、速やかに県等の関係機関へ連絡を行うこと。	基準条例第52条
15	全サービス	会計の区分	日中一時支援等の他の事業との会計が区分されていなかった。	指定サービスの種別ごとの事業及び指定サービス以外の他の事業とは、会計を区分して管理すること。	基準条例第53条
16	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス費	○学校教育法施行規則第61条において、休業日と定められていない日にサービス提供を行った際に、休業日の単価で請求を行っていた。 ○本人都合で学校を休み事業所を利用していた際に、休業日の単価で請求を行っていた。	学校教育法施行規則第61条に定める休業日に該当しない場合は、授業終了後の単価を適用すること。	報酬告示 別表第3の1注1及び注2、留意事項通知第二の2(3)①
17	保育所等訪問支援	個別支援計画未作成減算	通所支援計画が作成されていない期間に、保育所等訪問支援の基本報酬が請求されていた。	指定通所基準の規定に従い、通所支援計画の作成が適切に行われていない場合には、報酬告示等の規定に基づき、障害児通所給付費を減算すること。	報酬告示 別表第5の1の注2(1)、留意事項通知第二の1(7)
18	通所系サービス	自己評価結果等未公表減算	自己評価等の公表を指定権者に届出されていないにもかかわらず、報酬の減算をしていなかった。 自己評価結果公表の届出では、玄関に評価結果を掲示することとしていたが、利用者の保護者にアンケート結果を配布した以後、掲示をやめていた。	自己評価結果等の公表を指定権者に届出されていない場合は、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、減算を適用すること。 届出の内容に従い、事業所を見学にきた利用予定者が閲覧できるよう公表すること。	留意事項通知第二の1通則(8)
19	通所系サービス	児童指導員等加配加算	職員の変動により、加配職員の要件を満たしていないにもかかわらず、加算を算定していた。	加算の算定に当たっては、加算の要件を満たしていることを確認すること。また、加算が算定できなくなった場合や加配職員に異動が生じた場合は、速やかに体制届(軽微変更届)を提出すること。	報酬告示 別表第3の1注8(1)、留意事項通知第二の2(3)②ほか
20	通所系サービス	家庭連携加算	障害児の居宅を訪問して、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った際の記録が不十分だった。 通所支援計画の内容説明に要した時間を加算の算定時間に含めていた。	算定する単位区分に応じた支援となっていることが確認できるように、相談援助を行った場所、訪問に要した時間、相談援助の内容を記録すること。 通所支援計画の内容説明に要した時間は本加算の算定時間には含めないこと。	報酬告示別表第1の2、留意事項通知第二の2(1)⑤ほか

実地指導における主な指摘事項(障害児通所・入所)

	対象サービス	指導項目 (標題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)	主な根拠条文等
21	通所系サービス	事業所内相談支援加算	相談援助を30分以上行っているとのことだが、記録で確認できなかった。	事業所内相談支援加算は、相談援助が30分に満たない場合は算定することができない。加算算定の根拠記録として、相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。	留意事項通知 第二の2(1)⑤の2
22	通所系サービス	欠席時対応加算	<ul style="list-style-type: none"> ○利用児が急病等によりその理由を中止した場合において、記録様式を整備していたが、次回の利用の促進、相談援助の実施等の実施の有無のみのチェックとなっており、相談援助の内容の記載がされておらず、記録が不十分であった。 ○欠席連絡を受けた日付の記入がなかった。 	利用児が急病等によりその理由を中止した場合において、従業者が、利用児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行う場合とは、当該障害児の状況を確認し、引き続きサービスの利用を促すなどの相談援助を行うとともに、その内容を記録することが必要である。	留意事項通知 第二の2(1)⑪ほか
23	通所系サービス	関係機関連携加算	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との会議の開催について、あらかじめ保護者の同意が見受けられなかった。 ○加算を算定する場合、関係機関との連絡調整等を踏まえていることがわかるよう、通所支援計画に連携の具体的方法等を記載することが必要であるが、この連携の具体的方法が記載されていなかった。 ○関係機関との会議の開催について、あらかじめ保護者の同意が見受けられなかった。 ○会議記録について、出席者や開催日時が記録されていなかった。 ○会議記録について、その内容要旨及び通所支援計画に反映させるべき内容が記録されていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と会議の開催において、あらかじめ保護者の同意を得ること。 ○加算を算定する場合、関係機関との連絡調整等を踏まえていることがわかるよう、通所支援計画に連携の具体的方法等を記載すること。なお、連携の具体的な方法等の記載に当たっては、関係機関との連絡調整等を踏まえていることが通所給付決定保護者にわかるよう留意すること。 	留意事項通知 第二の2(1)⑮の2(一)エほか
24	全サービス(訪問型を除く)	福祉専門職員配置等加算(I)、(II)	福祉専門職員配置等加算の算定に当たって、届け出ている福祉専門職員の配置状況が実態と異なっていた。	社会福祉士等の有資格者に係る福祉専門職員の配置状況に異動が生じた場合は、要件確認を要することから届出(軽微変更)を行うこと。	厚労省告示第122号別表第1の6 等
25	全サービス	福祉・介護職員待遇改善加算(特別、特定を含む)	書面により従業者へ周知を行うと計画されていたが、その書面がなく、周知されているかどうかが確認できなかった。	福祉・介護職員(特別・特定)待遇改善加算の算定に当たっては、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施方法その他の待遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員待遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知すること。また、その周知資料等を保存すること。	報酬告示別表第一の13等、H30.3.30障障発0330第2号厚生労働省障害福祉課長通知

事務連絡

令和元年5月10日

都道府県
各 指定都市 障害児支援担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

児童発達支援の提供における安全管理の徹底について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。先般、滋賀県大津市において、保育所外での移動中に園児2名が亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。

これを受け、内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）及び厚生労働省子ども家庭局保育課の連名により、保育中の事故防止及び安全対策について、保育所保育指針（平成29年厚生労働大臣告示第117号）に示す取扱いの徹底を管内市町村及び保育所等に周知いただくよう、事務連絡「保育所等での保育における安全管理の徹底について」を発出致しております（別添参考）。

児童発達支援事業所における児童発達支援の提供に当たっても、「児童発達支援ガイドライン」（別紙）に基づき、施設外も含めた支援の提供中の事故等の防止に向けた安全対策について、引き続き徹底を図っていただきますよう、管内市町村及び児童発達支援事業所へ知をお願いいたします。

- 児童発達支援ガイドライン（平成29年7月24日障害保健福祉部長通知）（抄）

第5章 児童発達支援の提供体制

4 衛生管理、安全対策

（4）安全確保

○ 職員は、支援の提供中に起きる事故やケガを防止するために、室内や屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行い、危険を排除することが必要である。

また、職員は、衝動的に建物から出てしまう子ども等もいるため、子どもの特性を理解した上で、必要な安全の確保を行う必要である。

○ 設置者・管理者は、発生した事例や、事故につながりそうな事例の情報を収集し、ヒヤリハット事例集を作成し、職員間で共有することが必要である。

参考：児童発達支援ガイドライン 全文（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000117218.html>

事務連絡
令和元年6月17日

各
都道府県
指定都市
中核市
民主主管部（局）担当者 殿

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

児童福祉施設等に設置している遊具等の安全管理の強化について

令和元年5月5日に、地区公園において、滑り台の滑走面の隙間に小指が挟まり、小学生女児が骨折する事故が発生しました。

今般の事故から、別紙のとおり、国土交通省都市局公園緑地・景観課公園利用推進官から「都市公園における安全確保について」が通知され、類似事故の再発防止に努めるよう、注意喚起が行われたところです。

児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保については、「児童福祉施設等に設置している遊具等の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号）等により、遊具の安全確保・事故防止対策に努めていただいているところですが、各都道府県・指定都市・中核市民主管課におかれでは、日常の点検と不備があつた場合の適切かつ速やかな対応について、より一層万全を期されるよう、管内の児童福祉施設等及び市町村に対して指導方をお願いいたします。

事務連絡
令和元年6月5日

各都道府県及び指定都市
都市公園管理担当課長様

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課 公園利用推進官

都市公園における安全確保について

令和元年5月4日（土）午後2時頃、特殊公園内において大型遊戯施設の装飾部品が落下し、小学生女児が軽傷を負う事故が発生したので、別添1のとおりお知らせする。

また、同年5月5日（日）午後2時頃、地区公園において滑り台の滑走面の隙間に小指が挟まり、小学生女児が骨折する事故が発生したので、別添2のとおりお知らせする。

前者の事故に関しては、当該大型遊戯施設は、本年2月に定期点検が行われたものの、今回劣化し破断した当該装飾部品については、目視にとどまっており、十分な確認がなされていなかった。

また、後者の事故に関しては、「4-1（4）遊具の構造」において、「身体の一部が引き抜けなくなるような開口部や隙間を設けない。」、「4-3（1）点検手順に従った確實な安全点検」において、「日常点検においては、腐食・腐朽、変形、摩耗、部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うものとする。」としている。

貴職におかれでは、当該施設の類似施設のみならず、公園施設全般について、適切な日常点検・定期点検を行い、経年劣化等による事故につながる危険性を予見するなど、安全対策に万全を期し、類似事故の防止に努められたい。

なお、この旨を貴管内市町村（指定市を除く）に周知徹底されたい。

【事故の概要】

■発生日 令和元年5月4日(土)

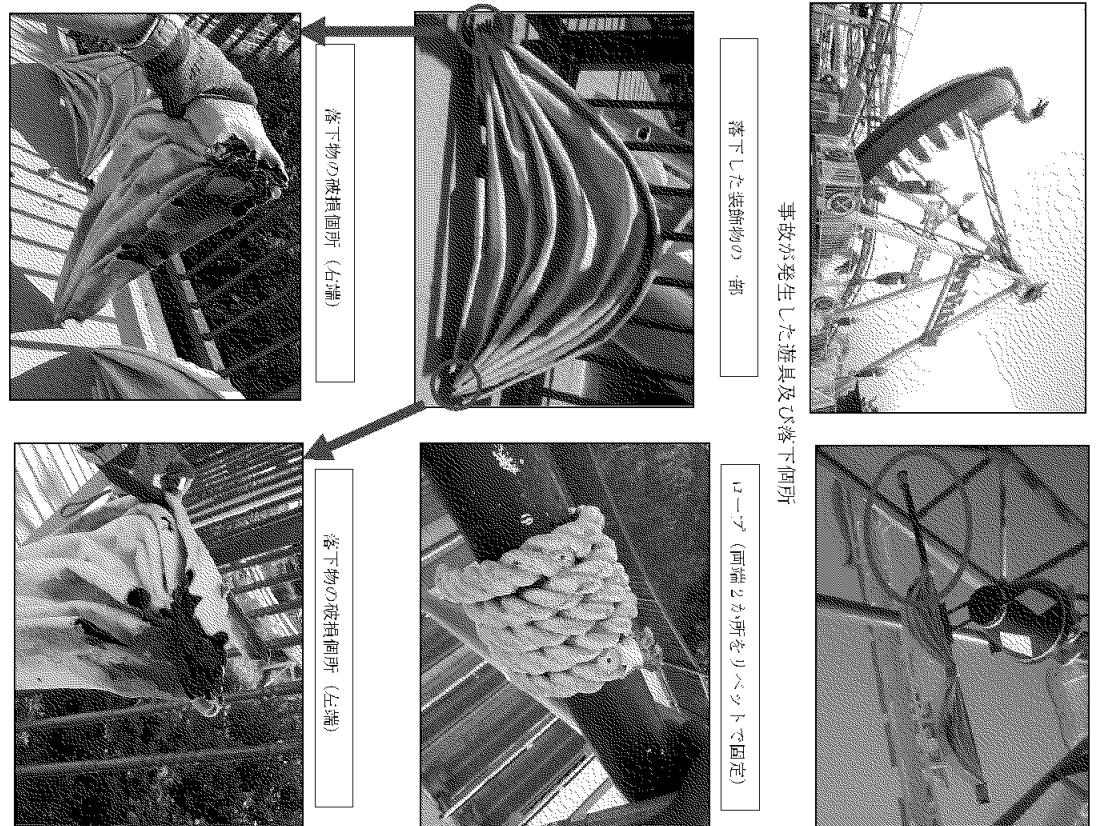
■発生場所 人口約100万人以上の都市

■発生公園 特殊公園

■状況 大型遊戯施設の装飾部品が落下し、小学5年生女兒が右太ももにあざと、左腕に擦り傷を負う事故が発生した。

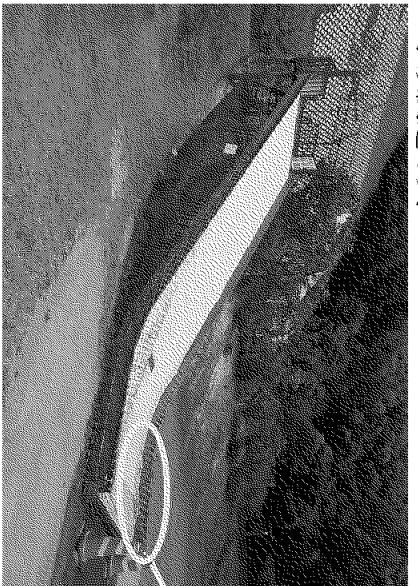
- ・落下した装飾部品は、マストの帆を置んだ形狀の装飾物の一部。帆(布製)は山が三つできるように、両端及び両端からそれぞれ3分の1の箇所、計4ヵ所で帆桁(金属パイプ)にロープ及びリベット、樹脂製の硬化剤で固定されていたが、帆の経年劣化により、ロープにより固定されていた箇所(帆)が折れ、帆桁から離脱し落下した。
- ・当該遊具は2月に定期点検が行われていたが、落下した装飾部品については目視のみとなっていましたが、劣化部の十分な確認が行われなかつた。
- ・事故発生後、公園内の落下物の危険がある箇所の緊急点検を実施。

■事故関連写真



【事故の概要】**■発生日** 令和元年5月5日(日)**■発生場所** 人口約10万人未満の都市**■発生公園** 地区公園**■状況** • 滑り台を滑走中の小学生女児が、滑走面にあつた隙間に小指を挟み骨折する事故が発生した。

- 隙間(約30mm)は、プラスチック板の固定が不十分で熱膨張により変形したことにより生じたものである。
- 当該遊具については、昨年7月の定期点検において滑走面の一部が変形されていることが確認されているが、当時は挿み込みの可能性が低いとされていたところ。
- 事故発生後については、遊具の使用を停止し、滑り台部の改良工事を行うこととしている。

■事故関連写真

事務連絡

令和元年5月10日

都道府県
各指定都市
中核市
保育担当課 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)
厚生労働省子ども家庭局保育課

保育所等での保育における安全管理の徹底について

保育施策の推進については、日頃より格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
先般、滋賀県大津市において、保育所外での移動中に園児2名が亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。

当該事故において、現時点では保育所の対応に問題のある点は確認されておりませんが、
保育中の事故防止及び安全対策については、保育所保育指針(平成29年厚生労働大臣告示第
117号。以下「指針」という。)及びその解説においてお示ししているところであり(別紙
参照)、保育所外での活動の際の移動経路の安全性や職員の体制などの再確認を含め、改め
てその取扱いの徹底を管内市町村及び保育所等に周知いたしますようお願いいたします。
併せて、指針及びその解説でお示ししているとおり(別紙参照)、保育所外での活動は、
保育において、子どもが身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな体験を得る機会
を設ける上で重要な活動であり、移動も含め安全に十分配慮しつつ、引き続き積極的に活用
いただきますようお願いいたします。

第2章 保育の内容

4 保育の実施に関する留意すべき事項

(3) 家庭及び地域社会との連携

子どもの生活の連續性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、高齢者や異年齢の子ども等を含む人材、行事、施設等の地域の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ保育内容の充実が図られるよう配慮すること。

(解説)

子どもの発達を支えるためには、保育所と家庭及び地域社会における生活経験が、それぞれに実感を伴い充実したものとなることはもちろん、相互に密接に結び付くことが重要である。

保育所での遊びや活動の中で子どもたちが味わった様々な実体験が、家庭や地域での生活に生かされるとともに、家庭や地域社会において子どもが身近な環境に触れそれぞれ経験したことが、保育所での生活に生かしていくことが大切である。こうしたことにより子どもは、身の回りの事物に対する興味、関心を広げ、周囲の人々との関わりをより豊かなものにしながら、友達との関わりを深めていく。

したがって、保育所保育に当たっては、家庭や地域社会を含めた子どもの生活全体を視野に入れながら、子どもの抱いている興味や関心、置かれている状況などに即して、必要な経験とそれにふさわしい環境の構成を考へることが求められる。

そのためには、保育士等自身が地域における一人の生活者としての視点や感覚をもちながら毎日の生活を當む中で、家庭や地域社会と日常的に十分な連携をとり、一人一人の子どもの生活全体について互いに理解を深めることが不可欠となる。

また、都市化や核家族化などが進む中で、日常生活において、地域の自然に接したり、幅広い世代の人々と交流したり、社会の様々な文化や伝統に触れたりする直接的な体験が不足しがちとなっている子どもも多い。

保育所ではこれらのことと十分に踏まえて、保育所内外において子どもが豊かな体験を得る機会を積極的に設けることが必要である。その際、特に保育所外での活動においては、移動も含め安全に十分配慮することはもちろんのこと、子どもの発達やその時々の状態を丁寧に把握し、一人一人の子どもにとって無理なく充実した体験ができるよう指導計画に基づいて実施することが重要となる。

様々な地域の資源から協力を得るためには、保育士等が日頃から身近な地域社会の実情を把握しておくと同時に、地域から保育所の存在やその役割が認知され、子どもや保育について理解や親しみをもって見守られていることが前提となる。

地域社会との積極的な交流や保育に関する情報の発信など、地域と密な連携を図りながら、子どもの生活がより充実したものとなるよう取り組むことが求められる。

第3章 健康及び安全

3 環境及び衛生管理並びに安全管理

(2) 事故防止及び安全対策

ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。

(解説)

事故の発生を防止するためには、子どもの発達の特性と事故との関わりに留意した上で、事故防止のためのマニュアルを作成するなど、施設長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。

事故発生防止に向けた環境づくりには、職員間のコミュニケーション、情報の共有、事故予防のための実践的な研修の実施等が不可欠である。

日般的に点検項目を明確にして、定期的に点検を行い、文書として記録し、その結果に基づいて問題のある箇所を改善し、全職員と情報を共有しておく。

保育中の安全管理には、保育所の環境整備が不可欠であり、随時確認し、環境の維持及び改善に取り組む。また、日般的に利用する散歩の経路や公園等についても、異常や危険性の有無、工事箇所や交通量等を含めて点検し記録を付けるなど、情報を全職員で共有する。

また、保育中、常に全員の子どもの動きを把握し、職員間の連携を密にして子どもたちの観察の空白時間が生じないようにする。子どもの安全の観察に当たっては、午睡の時間を含め、一人一人の子どもを確實に観察することが重要である。

重大事故の発生防止のため、あと一歩で事故になるところであったという、ヒヤリ・ハット事例の収集及び要因の分析を行い、必要な対策を講じるなど、組織的に取組を行う。

さらに、子どもが家庭においても安全な生活習慣を身に付けることができるよう、保護者と連携を図ることとともに、交通安全について学ぶ機会を設けるなど、地域の関係機関と連携して取り組むことも重要である。